

障がい学生支援体制

「特別な配慮を必要とする学生」が修学における不利益を受けないように配慮し、すべての学生とともに分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう、必要に応じて適切な支援を行います。また、支援者が支援活動を通してよりよい人間関係を築くとともに、本学のすべての学生・教職員が障がいについて理解し学べる場を提供します。

学生・保護者から支援の相談・要請が当該学科に出された場合、特別な配慮を必要とする学生の支援に関する基本方針に基づき、特別な配慮を必要とする学生の支援に関する協議会(特別配慮・支援協議会)で支援内容を協議します。その結果を受けて、当該学科のアドバイザーやゼミ教員、授業の担当教員は授業状況等を把握し、必要に応じて、学生課、保健室や学生相談室、教務課と連携を図って支援を行います。

主な支援の内容

保護者との面談

履修上の配慮(ノートテイクやイス確保等の配慮)

教員に対する配慮事項の周知徹底

支援体制

